

## 質疑応答

### 司会者（田邊光政）

それでは、第三セッションを再開させていただきます。皆様方のご協力により、非常にたくさんの質問をいただきました。むしろ質問は少ないのではないかと懸念しておりましたが、嬉しい予想外れでございまして、今度はかえって全部お答えする時間が心配されるほどにたくさんの質問をいただいております。

それでは最初に、名古屋大学の今井先生に対する質問がございます。本学法学研究科の羅さんからの質問ですが、「今年から日本で導入された RTGS、つまり Real Time Gross Settlement は、銀行間の手形交換システムとはどう関わっているのでしょうか。特に手形交換の回数・時間についてはどうですか」ということです。今井先生お願いします。

### 報告者（今井）

手形交換における貸借の決済は、日本銀行の本・支店があればそこで行うことができますので、日銀が RTGS 化を行ったということが手形交換における貸借決済にどう影響を及ぼしたか、という質問だと思います。この点ですが、結論から先に言ってしまうと、直接には関係がない、と言うことができると思います。つまり、銀行間の貸借額は一本として出てくるわけですから、それを決済するという点で、日銀が RTGS 化したところで一回の決済で銀行間の貸借をやるという点で、つまり一回の決済しか行わないという点で変化はないということです。

ただし、実務上には変化が生じております。貸借決済については、これまで銀行口座から銀行口座へ直接資金を付け替えていました。しかし、RTGS 化にともなう日銀からの要請によって、各民間の集中決済システムにおいて、日銀に受け皿としての口座を一つ作り、負けの銀行はいったんそこへ資金を移動し、受け皿に資金を集中させてから、勝ち銀行に資金を移すこととなったと聞いています。手形交換の貸借決済は、今までだいたい午後 1 時に一回行っていたのですが、これからは、資金を各一度受け皿口座に入れて、それから資金を各銀行の口座に付け替えられるため時間がかかるだろうということで、午後 12 時半に行われることになりました。ですから、日銀の RTGS は、手形交換による貸借の決済に対して、理論的には影響がないけれども、実務上は影響を及ぼしたということになると思います。

### 司会者(田邊)

よろしいでしょうか。それでは次に進みたいと思います。やはり、趙先生の方にたくさんの質問がきています。中にはよく似ているというか、関連していると考えられるものもありますので、いくつかを合わせてお尋ねしてみたいと思います。一般的にこれから始めるのがいいかと思えます。愛知大学の安達さんから、「中国における手形の流通量、あるいは発行金額、成長率、取引の主体、つまりどの程度の規模の企業間、あるいは組織間で手形取引が行われているのでしょうか」という質問をいただいています。これが基本的な質問だと思いますから、これから尋ねてみましょう。

### 報告者(趙)(通訳・李)

ご質問にお答えします。「中華人民共和国手形法」は1995年に制定され、1996年1月1日から施行されました。それまで手形はほとんど使われておらず、流通量もそれほど多くはありませんでしたが、手形法制定後の手形の流通量は、毎年20%の率で、順々に伸びております。最近のデータによれば、2000年の中国の手形交換の総量は、3万億人民元です。手形が流通しているのは、おそらく大都市や各地の主要都市であって、農村では手形はそれほど普及していません。手形の流通量は、右肩上がりではありますが、それは平均的とは言えません。1999年には流通量が伸びていますが、2000年、2001年に伸びるかどうかは分かりません。これがおおまかな状況です。

取引の主体についてですが、現在の中国では、手形は国有企業に限らず、私有企業や個人企業も利用できます。

### 司会者(田邊)

それでは次の質問に参ります。次はアイシン精機の渡辺さんからのご質問ですが、「日本の手形法における取引停止処分において、手形交換所の参加銀行は、取引停止処分を受けた者と2年間取引することができない、とのことですが、中国の手形法における手形交換業務の一時停止とは、具体的にどれだけの期間を指すのでしょうか」ということです。先ほどの趙威先生の説明の中には、罰則規定として何度も繰り返して違反があると、交換業務を停止するという処分があるというお話がありましたが、その一時停止というのはどのくらいの期間かというご質問かと思えます。

### 報告者(趙)(通訳・李)

中国では、手形交換所の規則は各都市の中国人民銀行分行の具体的な業務形態に基づいて作られます。手形交換所は実際の手形取引と密接な関係があります。しかし以前は、中国の手形はそれほど流通していなかったため、手形に関する基礎的な規定はあまり詳細なものではありませんでした。1998年以前の規定は詳しいものではありませんでしたが、1998年以降は整備されて緻密なものとなっております。たとえば、北京市手形交換所規則は、1998年以前は手形交換業務の一時停止処分の規定はありませんでした。一時停止処分のような規定は、経済の発展という具体的な事情に応じて設けられました。中国の手形交換所規則は、無から有へと変わっていくように、次々と整備されております。これは良いことだと思います。手形交換業務の一時停止処分については、具体的な期間は詳しくは定められておりません。中国の場合、手形当事者の双方が協議によって取引停止期間を定めます。

### 司会者(田邊)

ご質問の趣旨と、今議論されているお二人の中国の方のお答えが、果たして噛み合っているのか、私はちょっと疑問に思っておりますけれども、続けて、ブラザー工業の多田さんからのご質問を、今の質問に合わせてお答えいただきながら、先ほどの問題にも触れていただこうと思います。多田さんから趙先生へ、「中国における手形取引停止処分の概要はどうなっていますか」ということですが、この場合の手形取引停止処分というのは、今井助教授から説明がありましたように、振出人あるいは引受人などの主たる債務者に対する処分のことでございますが、先ほどの趙先生のお話によれば、手形交換を行なっている参加銀行、つまり持出銀行のいろいろな持出手続上の不備、これに対して交換業務参加を一時停止するといったようなお話だったように思います。ずいぶん話が違っているように思いますが、まず、中国においても手形の振出人等に対する取引停止処分という制度があるかどうかについて、お答えください。

### 報告者(趙)(通訳・李)

先ほど申しましたように、中国の手形交換制度は歴史も浅く、その規定もそれほど詳細ではありませんし、内容をみれば大雑把なものです。具体的に言えば、上海と山間部や内陸部では差がありますが、現在は手形の流通・利用を普及・促進させるための初期段階とすることができます。中国には具体的な事情がありますので、現在は、手形制度に罰則規定を制定する段階というよりも、むしろ、私有企業や個人企業に手形とはどのようなものかを宣伝して普及させる段階なのです。

処罰は大都市には原則的には規定がありますが、具体的にはそれほど詳しくはありません。中国では、手形制度についてまだ分からない人が多いと思います。ですから、まず手形の利用についての知識、手形の意義・機能を知らせるための原則的な規定を制定し、処罰はできるだけ緩和するという方針をとっております。

### 司会者(田邊)

私自身、質問と噛み合っているかが、気になります。不渡処分がありますか、という質問については、おそらくありません、ということなのでしょうね。そして、不渡処分は全くないのですかということ、おそらくそうではありません。手形法の中に不渡手形を出すような悪質な者については処罰するという、実体法上の規定があるということなのでしょうね。

それでは、ご質問・疑問の方をまとめて、私がお尋ねしてみます。手形交換制度についてのご報告がありました。ということは手形が交換されている。誰かが振り出しているわけですね。では誰なんだということ、一般企業については啓蒙をしている途中である。ということは、おそらく銀行が振り出している。そして銀行振出の約束手形・小切手というものが手形交換手続に持ち出されている証券ではないかと考えられます。

それでは、多田さんの第三の質問ですが、「各地の手形決済センターが制定している手形交換規則は、具体的に地域や決済センターによって差異がありますか」ということだけ簡単にお尋ねしようと思います。

### 報告者(趙)(通訳・李)

多田さんのご質問にお答えします。手形交換規則の差異については説明しにくいですが、なぜなら、大都市の手形交換規則には比較的詳細で具体的な規定が定められておりますが、中小都市の手形交換規則は条文も少なく、具体的な内容も原則的な規定ばかりだからです。これも具体的な差異の一つであると思います。もう一つは、処罰の面ですけれども、大都市では徹底して適用しておりますが、中小都市ではやや緩和して適用しております。現在、中国の手形制度は、銀行から見れば、普及している段階です。「みなさん、手形を利用してください」という段階ですので、中国は処罰の面は緩やかですし、条文も少ないです。

### 司会者(田邊)

たくさん質問がございます。次はブラザーインターナショナルの三浦さんからのご質問を読み

上げます。「中国では手形取引停止処分があるのですか」、先ほどのご質問と一緒でした。「中国で手形をもらうことは実際の商取引上どのような意味合いがありますか。手形をもらうことによって支払がより確実になりますか」ということですが、実は先ほどからのご説明でこれもご理解いただけたと思います。日本でしたら実際に企業が商品を買って、その代金の支払のために手形を振り出すというようなことをやっておりますけれども、現在は銀行が一所懸命に使用を奨励している段階でありまして、実はご質問に答えるほどの段階まで多用されていないということで、先ほどのお答えでよろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、話題を少し変えさせていただきます。今度は手形法の実態についてのご質問ですが、やや形式的なのは、「中国にも、手形を受け取った所持人が手形を紛失した、あるいは盗難にあったというときに、手形を渡した側としては原振出手形を無効にして新しい手形を再交付してあげたいのですが、このような場合、日本と同じように紛失・盗難等、喪失において公示催告・除権判決という制度をもっていますか」という質問でございます。

### **報告者(趙)(通訳・李)**

中国にも、日本と同じような公示催告・除権判決の制度があります。

### **司会者(田邊)**

ありがとうございました。次にトヨタ自動車法務部の山下さんからご質問をいただいております。「日本では振出人の資金不足により、一回でも不渡をすると不渡報告に掲載されます。この場合、振出人の信用がなくなりますので、振出人は市場で生き残るのは困難になります。この不渡報告の制度は、振出人にとって厳しい、すなわち、一回の不渡も許されないというものですが、手形流通の信用の確保のためには重要な意義があると思います。中国には、不渡報告類似の制度はあるのでしょうか。もしない場合、今後この制度が中国に導入される可能性はあるのでしょうか」ということですね。これは先ほどからお答えいただいたことですので、次の部分だけ答えていただきます。中国も、手形の利用を奨励する段階ですから、手形を出すと処罰するというをやっているとみんな使わなくなります。だから、手形の効用を宣伝しなければならないという事情があると思います。そういう意味では、お答えにくいかもしれませんが、不渡報告類似の制度についてだけお願いします。

### 報告者(趙)(通訳・李)

とてもいい質問です。現在、中国は手形を整備している段階です。先進諸国の手形の制度は、立法の実現や研究理論などの点で大いに参考になると思います。不渡報告の制度の導入についても、十分考えられると思います。個人的な立場から言えば、中国における不渡報告の制度の導入について、私は賛成したいと思います。しかし、中国の具体的事情から見れば、まだ少々早い段階ではないかと思っています。

### 司会者(田邊)

よろしいでしょうか。次の質問をさせていただきます。趙先生に対するご質問ですが、浜松大学の菊池先生からであります。たくさん質問をいただいておりますが、まずその一つとして、「日本では、統一手形・小切手用紙の制度がありますが、中国ではそのような制度があるのですか。もしないとすれば、手形交換所へ手形を持ち出す際に、手形の真偽のチェックを、持出銀行の責任とするのですか。もしそうすると、支配決済がスムーズに行われなくなるのではないのでしょうか」ということです。まず、中国にも日本のような統一手形用紙制度があるのかどうかについてお尋ねします。

### 質問者(菊池)

有価証券の理論としては、どのような形で書いても、要件さえ書けば権利がそこに発生するという形でよいのかもかもしれませんが、先ほどから趙先生がおっしゃるところには、政策的な意図がありまして、「手形をもっと利用して欲しい」というように、手形の普及を考えているならば、統一手形用紙なるものがあつた方が、普及が早くなるのではないかと思うわけでございます。この点は理論面と運用面との違いがでてくるかもしれませんが、まずはその点からお伺いしたいと思います。

### 報告者(趙)(通訳・李)

中国では、手形の用紙は、日本と同じように統一的な用紙が使われております。ですから、そこまで心配はないと思います。

### 司会者(田邊)

菊池先生の質問を、もう一つだけ取り上げてみましょう。お手元の資料の56頁、「証券会社が

間接的に手形交換所に参加することができるとするならば、証券会社においても銀行業務、すなわち手形の受取・支払等をできるのですか」という質問です。

### 報告者(趙)(通訳・李)

中国の証券会社は、先ほど例に挙げましたように、銀行に依頼して手形の交換を行ないませんが、証券会社に銀行業務、手形の取引業務を行うことができるかということについては、間接的にはできますが、原則としては手形の交換は必ず手形交換所で行ないます。例えば、証券会社の業務に関わる証券・決済・取引は含まれます。

### 質問者(菊池)

この説明を聞いていますと、手形の支払を請求するのに、銀行を通じて交換所へ持って行くルートとは別に、証券会社が銀行へ持って行き、銀行が交換所へ持って行くという別ルートも存在するように考えたのですが、手形金をもらいたいという人が、手形交換所に直接参加している銀行へ取立を依頼し、銀行が交換所へ行くルートと、証券会社へ取立を依頼して、証券会社が銀行へ行き、銀行が交換所へ行くルートの二つがあるのか、この点がちょっと分からなかったのです。もし証券会社を経由するルートが存在するのならば、証券会社は銀行業務の一部をすることができるのではないかと推測してしまったわけなんですけれども。

### 報告者(趙)(通訳・李)

先ほどの説明が不十分で申し訳ありません。中国の銀行と証券会社は、業務内容が違いますから、証券会社は銀行のような手形取引に従事して手形交換所で手形の決済を行うことはできないと思います。

### 司会者(田邊)

その辺でよろしいでしょうか。次に、先ほどから退屈しているのではないかとと思われる今井先生の方に、一つ振り向けてみます。名古屋大学の久保田先生からのご質問です。「手形交換所の信用維持については、銀行間で支払不能行があると、『繰戻し』と呼ばれる損失分担スキームで処理しているが、こうしたシステムはシステミック・リスク防止の観点から、国際的に問題視されています。この『繰戻し』の法的な評価について、お考えをお聞かせください」。たいへん難しい問題ですが、今井先生は大丈夫だと思います。

### 報告者(今井)

ありがとうございます。時間がないので簡単にいきますが、まず、システミック・リスクの二つの側面を区別したいと思います。手形交換の場合には、銀行間決済が確認されてから顧客に資金解放されるので、リスクは銀行間の中だけの話になります。これに対して、振込の場合は、銀行間決済前に顧客に資金解放するので、リスクの波及が延々と広がっていく点で、手形交換の場合と大きく違います。おそらく、手形交換所にかかわってのご質問かと思われますので、念頭にあるのは、銀行間での処理のことだと思います。

実際上の問題は省略しまして、理論的なこととお話しさせていただくと、いわゆるネットィングと呼ばれるものによって、既存の個別的具体的な手形の支払の関係が消滅し、銀行間の手形交換における貸借関係は、これとは別個の貸借関係として生じるわけですから、この貸借関係を繰戻すということは理論的にはできないのではないかと考えます。

ではどうするかというと、足りない部分に資金を注入するしかないわけですし、それは、事前に担保等をとっておいて、それで補ってもらえないということになると思います。先生は、おそらくこのような銀行間のリスクに対してどのように対応するのか、という点もあわせてご質問されているのかと思われますが、これは大きな難しい問題ですので、改めて考えさせていただきたいと思います。

### 司会者(田邊)

久保田先生とは、内部同士ですから、足りない部分はまた大いに議論して下さい。ありがとうございました。

それでは同じく久保田先生から、これもずいぶん答えが難しいのだらうと思いますが、中国の趙先生へ質問がきております。まず第一問ですが、「銀行間決済システムでは、多数当事者間相殺、マルチラル・ネットィングを行っており、日本ではその法的有効性が倒産法上の否認権との関係で疑問視されていますが、中国ではどうですか」というわけですが。これは予想していなかったでしょう。

### 報告者(趙)(通訳・李)

確かに、中国でも、破産企業として清算を行うとき、手形の権利は会社の財産の一部として処理されます。



### 司会者(田邊)

これはたいへん議論があり、大論文をお書きになる必要があるかもしれない大きな問題ですから、このくらいでお許してください。それで、実は時間があと5分ほどしかございません。少し実態に入りますが、手形法のことについて、デンソーの北山さんから「中国では総経理、つまり日本でいう代表取締役のことですが、日常経営管理事項を執行しますが、代表権は有していない、と理解しております。当該総経理が自己の名で手形を振り出した場合、もし、当該総経理が手形を振り出す権限を持っていなかった場合、受取人もしくは第三者は、善意・無過失あるいは無重過失のときに保護されますか」ということですね。つまり代表取締役が、手形振出の権限を持っていないのに会社の総経理という形式で振り出した手形の効力はどうなるのか、善意の第三者は会社に支払請求できるか、こういう質問でよろしいですね。

### 報告者(趙)(通訳・李)

善意の第三者は、会社に対して手形金の支払を請求する権利があると思います。債務者に対して、手形金を請求する権利は、十分あると思います。

### 司会者(田邊)

北山さんからもう一つご質問をいただいておりますけれども、これはより簡単でしょうか。「『甲株式会社』あるいは『 有限公司』とのみ記載して、代理人あるいは代表者の名前を記載しないで手形を振り出した場合、当該手形は有効に成立しますか」ということです。つまり、代理関係・代表関係のない、会社名だけの振出でも有効ですかということですが、このことについて結論だけお願いします。

### 報告者(趙)(通訳・李)

当然、有効です。

### 司会者(田邊)

はい、ありがとうございました。それではこれで最後の質問にさせていただきます。直接には今日のご両者の講演内容とは関係がないのですが、このような質問は、今日ご参加のみなさんには非常に関心が深いかと思っておりますので、あえて取り上げます。「手形とは異なりますが、現在中国国内において、企業が銀行に人民元・USドルを預金している時に、もし、その銀行が倒産してつぶ

れた場合、その預金は保証されるのでしょうか。それとも何の保証もないのでしょうか。ご教示ください」という、これは細田さんからのご質問です。

### **報告者(趙)(通訳・李)**

もし、倒産事件が起こったのであれば、銀行が積み立てている準備金でその債務を返済すると思います。銀行は、中国の金融機関として、いったん倒産すれば社会に大きな影響を及ぼしますから、銀行自身ではなくて、国家の方から、社会の安定を維持するために、一定の援助を受けられると思います。

### **司会者(田邊)**

ありがとうございました。今日は当局がおいでではないのですから、ちょっとお答えにくいと思います。実はまだ、この他に、たとえば名古屋大学の中東先生から難しい問題の質問があったり、久保田先生からはもう一つ、決済のファイナリティの問題とか、EUの指令とかのお話があります。あるいは菊池先生からもずいぶん細かい問題についてのたくさんのご質問をいただいております。それから中国の留学生の単さんからも質問がありますが、この休み時間をうまく昼食に利用していただけずに、次の第4セッションに支障が生じてしまう、というようなことがあってはいけませんので、全部議論しきれませんでした。私も今日はある程度強引な司会をしてきましたが、それでも処理しきれませんでした。どうぞその部分はお許しいただきたいと思います。いろいろとご協力ありがとうございました。これで終わります。